

安 全 管 理 規 程

平成 30 年 3 月 16 日 実施

四国汽船株式会社



目 次

第 1章	総則	-----	1
第 2章	経営トップの責務	-----	2
第 3章	安全管理の組織	-----	3
第 4章	安全総括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名	-----	4
第 5章	安全総括管理者及び運航管理者等の勤務体制	-----	4
第 6章	安全総括管理者及び運航管理者等の職務及び権限	-----	5
第 7章	安全管理規程の変更	-----	5
第 8章	運航計画、配船計画及び配乗計画	-----	6
第 9章	運航の可否判断	-----	6
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達	-----	7
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保	-----	7
第12章	輸送施設の点検整備	-----	9
第13章	海難その他の事故の処理	-----	10
第14章	安全に関する教育・訓練及び内部監査等	-----	11
第15章	雑 則	-----	11

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって会社一丸となり輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
1	安全マネジメント 態 勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
2	経 営 ト ッ プ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
3	安 全 方 針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
4	安 全 重 点 施 策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
5	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
6	運 航 管 理 者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
7	運 航 管 理 員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
8	副 運 航 管 理 者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
9	運 航 管 理 補 助 者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
10	運 航 管 理 者 代 行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
11	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
12	陸 上 作 業 員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
13	船 内 作 業 員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
14	運 航 計 画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
15	配 船 計 画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
16	配 乗 計 画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
17	発 航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
18	基 準 航 行	基準経路を基準速力により航行すること

19	港 内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めない港については、港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
20	入 港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
21	運 航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
22	反 転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
23	気 象 ・ 海 象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。）但し、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
24	運 航 基 準 図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
25	船 舶 上	船舶の舷側より内側。但し、舷てい・歩み板・シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む
26	陸 上	船舶上以外の場所。但し、陸上施設の区域内に限る
27	危 険 物	危険物船舶運送法及び貯蔵規則第2条に定める危険物
28	陸 上 施 設	岸壁（防舷設備を含む。）可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
29	車 両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
30	自 動 車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪のもの以外のもの

（運航基準、作業基準及び事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

2. 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
3. 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
4. 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
5. 地震が発生した場合又は津波警報が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第 2 章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、且つ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設などを確実に使用できるようにすること。
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2. 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2. 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
3. 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
4. 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
3. 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第 3 章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第 8 条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 高松統括事務所	安全統括管理者	1 人
	運 航 管 理 者	1 人
(2) 宮 浦 営 業 所	副 運 航 管 理 者	1 人
	運航管理補助者	1 人
(3) 宇 野 営 業 所	副 運 航 管 理 者	1 人
	運航管理補助者	1 人
(4) サポート発券所	副 運 航 管 理 者	1 人
	運航管理補助者	1 人

2. 本社及び各営業所の管理する区域は、次のとおりとする。

- (1) 本 社
高松～宮浦～宇野航路全域・本村～宇野航路全域・宮浦～家浦～犬島航路
・琴弾地～高松航路・琴弾地～宇野航路・宮浦～琴弾地～犬島航路・
宮浦～坂出～丸亀航路・高松～犬島航路
- (2) 宮浦営業所
・高松～宮浦～宇野…… 葛島北端よりオーゾノ瀬南端を結ぶ航路
・本村～宇野 …………… 本村港岸壁より家島と重石鼻を結ぶ港界線に
至る航路、及び風戸港内
・宮浦～家浦～犬島航路・本村～家浦航路
- (3) 宇野営業所
・高松～宮浦～宇野航路・本村～宇野航路
葛島北端より宇野港フェリー岸壁を結ぶ航路

第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第 9 条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第 7 条の 2 の 2 に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第 10 条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第 7 条の 2 の 3 に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第 11 条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になった時
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる時

(運航管理員等の選任及び解任)

- 第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。
2. 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
3. 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
4. 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

- 第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。
2. 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者の順位を付して指名することができる。

第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

- 第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。
2. 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

- 第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。
2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。但し、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理員との連絡が不能になったときは、連絡がとれる間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

- 第16条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。
2. 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能になったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理補助者が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第 17 条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第 18 条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
2. 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものでない。

(副運航管理者の職務)

第 19 条 副運航管理者は、自己の勤務する本社又は営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際に、おける作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第 20 条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第 2 1 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。
2. 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
3. 経営トップは、第 1 項の発議があったときは、関係部（課）の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

- 第 2 2 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、海務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、経営トップが決定する。
2. 経営トップは、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
3. 運航管理者は、第 1 項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

- 第 2 3 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、海務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、海務部長が決定する。
2. 海務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
3. 運航管理者は、第 1 項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
- (1) 法定乗組員、並びに法定乗組員以外の、乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全性の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第 2 4 条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、海務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て経営トップが決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、海務部が同様の措置を講じたのち、海務部長が決定する。
2. 海務部は、計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
3. 船般、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運 航 の 可 否 判 断

(運航の可否判断)

第 2 5 条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認める時又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2. 船長は、発航の中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3. 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 30 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置の関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4. 第二項の協議において両者の意見が異なる時は、運航を中止しなければならない。

5. 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6. 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 2 6 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより発航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から発航を中止する旨の連絡がないとき又は発航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 2 7 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促せなければならない。

2. 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3. 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助処置)

第 2 8 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断の記録)

第 2 9 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 31 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。但し、(1) 及び (2) については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
2. 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 障害物（浮遊物）及び鯨類の目撃に関する情報
 - (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
 - (4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 32 条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び船舶ごとに作成しなければならない。

2. 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
3. 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準図に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 33 条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2. 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
3. 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を、指名する
4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮すると、共に、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
5. 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については、作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第34条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱は、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第35条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第36条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車両
- (2) 家畜等積載車両（家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る）
- (3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由で、エンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）

2. 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く。）を車両区域に立入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

(船内巡視)

第37条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2. 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、すみやかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第39条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直義務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第41条 船長は、船舶点検実施要領に基づいて次の設備、装置等の点検を実施するものとする。

- (1) 船 体
- (2) 機 関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備・掲示板等）

2. 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む。）するものとする。

(1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置

(2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況

3. 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに海務部に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

(陸上施設の点検整備)

第42条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日1回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留施設（防舷材・ビット・岸壁等）
- (2) 乗降用施設（可動橋・タラップ等）
- (3) 転落防止施設（遮断鎖・遮断板等）
- (4) 駐車場施設
- (5) 船客待合所（消火設備・掲示板等）

2. 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに海務部に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応処置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において、措置への助言を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

2. 前項の措置は、47条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報を、しなければならない。

2. 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第47条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めて置き、事故処理に際しては、すみやかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、すみやかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第50条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2. 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、副運航管理者と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準、及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項に、ついて理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を、図らなければならない。

2. 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を、伴わない危険事故）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的態勢で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2. 訓練の前後には打合わせを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記 録)

第54条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第55条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合は速やかに実施する。

2. 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
3. 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
4. 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
5. 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に、陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第 56 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に回覧できるよう備え付けておかなければならない。

2. 安全マネジメント態勢を確立し、実施、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 57 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

2. 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。
3. 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内に周知する。
4. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

付 則

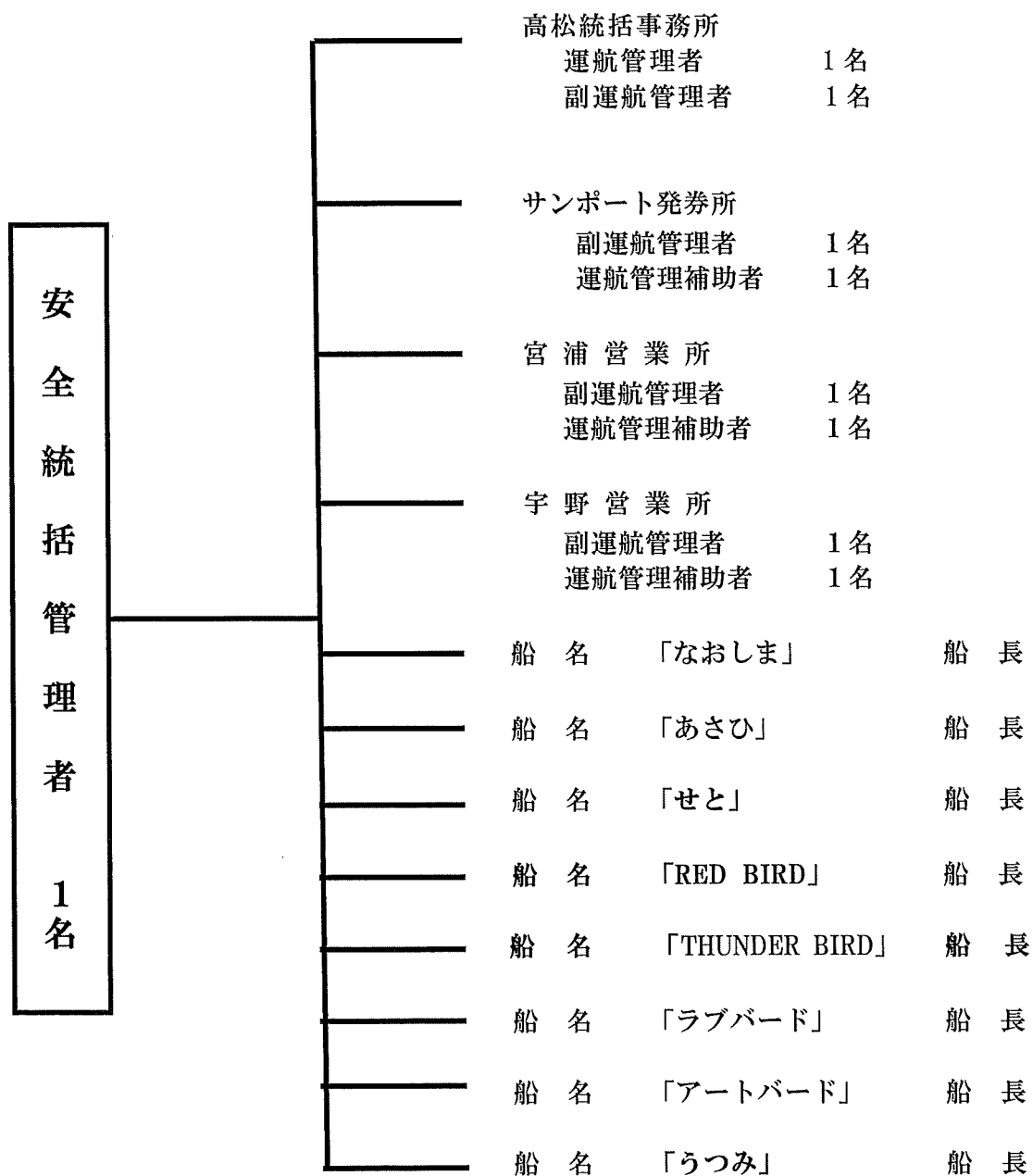
この規定は、平成 19 年 1 月 1 日より実施する。

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・ 平成 21 年 7 月 16 日（局）受付 | 全面改正 |
| ・ 平成 21 年 7 月 19 日 実 施 | 全面改正 |
| ・ 平成 22 年 11 月 1 日 | 変更 |
| ・ 平成 25 年 3 月 15 日 | 変更（一部） |
| ・ 平成 25 年 12 月 1 日 | 変更（一部） |
| ・ 平成 29 年 1 月 16 日 | 変更（一部） |
| ・ 平成 31 年 3 月 16 日 | 変更（一部） |
| ・ 令和 2 年 4 月 1 日 | 実施（二部） |
| ・ 令和 4 年 4 月 1 日 | 実施（二部） |
| ・ 令和 7 年 4 月 1 日 | 実施（二部） |

(新)

安全管理組織図表

令和7年4月1日
四国汽船株式会社



運 航 基 準

(不定期航路事業用)

平成 29 年 1 月 16 日
四国汽船株式会社

目 次

第 1 章	目 的	-----	2
第 2 章	運航の可否判断	-----	2
第 3 章	船 舶 の 航 行	-----	3

第 1 章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、琴弾地～高松・琴弾地～宇野・本村～家浦・宮浦～坂出～丸亀・宮浦～犬島・琴弾地～犬島・高松～犬島・うつみ～宇野航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気 象 ・ 海 象	風 速	波 高	視 程
高松・琴弾地・宇野・本村・うつみ 家浦・宮浦・坂出・丸亀・犬島	12m/S 以上	1.0m 以上	500m 以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
15m/S 以上	1.5m 以上

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港 \ 海域及び海象	発航港に接近した海域	視 程
高 松 港	高松港から琴弾地港に至る海域	500m 以下
高 松 港	〃 から犬島港 〃	〃
琴 弾 地 港	琴弾地から高松港 〃	〃
琴 弾 地 港	琴弾時から宇野港 〃	〃
宇 野 港	宇野港から琴弾地港 〃	〃
本 村 港	本村港から家浦港 〃	〃
家 浦 港	家浦港から本村港 〃	〃
宮 浦 港	宮浦港から犬島港 〃	〃
坂 出 港	坂出港から丸亀港に至る海域	500m 以下
宮 浦 港	〃 から犬島港 〃	〃
琴 弾 地 港	琴弾地から犬島港 〃	〃
う つ み	うつみから宇野港 〃	〃

4. 船長は、前3項の規定に基づき発港の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置を取らなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく、困難となる恐れがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、敵宣の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪
10m/s 以上（船首尾方向の風を除く。）	波高 1.0m 以上又はうねり階級 以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海像（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊地又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速	波 浪
15m/s 以上	1.0m 以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 500m 以下

5. 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海 域	視 程
全海域	500m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宣の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気 象 ・ 海 象	風 速	波 高	視 程
高松・琴弾地・宇野・本村・うつみ家浦・宮浦・坂出・丸亀・犬島	12m/S 以上	1.0m 以上	500m 以下

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を（点検簿、航海日誌）に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載する事。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船 舶 の 航 行

（航海当直配置等）

第5条 次に掲げる配置は、標準部署配置に定めるところによる。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

（運航基準図等）

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域・・・（特に水中翼型高速船運航事業者）
- (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2. 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用（第1）基準経路及び（第2）基準経路とする。

2. 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用基準経路	周 年

3. 船長は、第2基準を航行しようとするときは、発行前に運航管理者にその旨を連絡しなければならない。

4. 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5. 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

概荒天時安全運航マニュアル

本マニュアルは、船名「アートバード」・「THUNDER BIRD」・「ラブバード」（総トン数 19 トン、速力 25 ノット）の宮浦～家浦～犬島航路・高松～宮浦～宇野航路・本村～宇野航路における荒天航行時の事故等を防止するために作成したものであり、本航路において、運航中止に至らないものの概ね、波高 1.0m 以下、風速 12m/s 以下、の場合に適用するものとする。

1. 気象・海象及び警報・注意報の早期把握

- ① 運航管理者及び船長は、日常的に天気予報の聴取や気象台への問い合わせ等により、運航当日の港内及び基準経路の気象・海象を把握する。
- ② 運航管理者は、基準航路・発航地及び到着地において、地形や潮流の影響を受け、高い波又はうねりが寄せる等の場所を再確認し、その情報を船長等と共有すること。
- ③ 警報・注意報発令にあつては、TV・ラジオ・VHF を用いて、きめ細かな情報収集を行うと共に、これら情報については、事務所職員とも共有し、旅客への情報提供に備える。

2. 運航の可否判断

- ① 船長は、気象・海象が発航中止基準に達する状況となった場合、又は航行中に同基準に達することが予想される場合には、運航中止の措置をとる。この場合、直ちに運航管理者にその旨連絡する。
- ② 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で、詳細な検討が必要であると認める時は、運航管理者と協議する。
- ③ 運航管理者は、気象・海象に関する情報を把握し、運航が中止されるべきと判断した場合、船長に対して運航の中止を指示する。

3. 荒天の状況に応じた適正航路、操船方法

- ① 荒天時、特に向かい波の場合は、波の衝撃を極力低減できるよう、波の状況を正確に把握するための適切な見張りを行うと共に、波に対する適切な針路の変更を行い、又は万一の場合に備えた危険回避動作の講じ得る安全な速力とする。尚、変針する場合には、大波の通過後に行うなど航路の特性に応じた慎重な操船に努める。
- ② 港内での航行に際しては、航走波による船体動揺を低減できるよう、航走波の状況を正確に把握するための適切な見張りを行うと共に、航走波に対する適切な針路の変更を行い、又は舵利きが得られる範囲の適切な速力に減速する。
- ③ 船長は、第一基準経路の航行が困難であると判断した場合は、安全な航行を確保するため、波の衝撃を受けにくい経路を選抜する。
(①～③を踏まえた針路、速力、その他の注意事項を記載した航路図を添付する。)
- ④ 波の影響により、船体が動揺する時は、旅客が負傷しないよう十分な減速等を行うこと。

4. 旅客への対応

- ① 荒天による船体動揺が予想される場合、目的地へのダイヤどおりの到着が難しい場合、翌日の天候悪化により復路便欠航の可能性がある場合など、旅客の不利益になると考えられる情報については、ターミナルへの掲示、船内放送等により適時情報提供を行う。

- ② 強風波浪注意報等が発表される時、船体が大きく上下動するような波が想定される時は、高齢者・身体障害者・幼児を優先的に、客席から浮き上がりず衝撃を受けづらい席（重心位置が後方にある場合は後方の座席）に事前に誘導すること。
- ③ 暴露部に定員を有する船舶にあつては、旅客の乗船を極力控える。
- ④ 航行中、船内放送等により、可能な限り船体動揺の少ない船体中央や後方の船室の座席に案内する。
- ⑤ 緊急時やむを得ず座席を移動する場合には、乗組員の指示に従うことを徹底させる。

5. 船内安全確認

- ① 旅客の異常の有無を把握するため、随時、船内安全確認を行う。
- ② 乗組員は、旅客等に異常を発見した場合には、直ちに、船長に報告すると共に、船長の指示を受けて所要の措置を講じる。

6. 事故に伴う措置

- ① 船長は、旅客又は船舶に事故が発生した場合は、速やかに、海上保安庁等機関に通報する
- ② 船長は、旅客の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止策、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずる。
- ③ 船長は、事故が発生した場合は、運航管理者にその状況を報告する。運航管理者は、船長の対応措置の判断を尊重すると共に、陸上側で取り得るあらゆる措置を講じる。

7. 安全教育

安全管理規定に定める発航の可否判断及び基準航行の可否判断の基準の遵守について、船長は、乗組員に対し教育及び定期的な指導を行うこと。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、運航基準別表のとおりとする。

2. 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 琴弾地～高松航路 | 琴弾地～高松間全域 |
| (2) 琴弾地～宇野航路 | 琴弾地～宇野間全域 |
| (3) 本村～家浦航路 | 本村～家浦間全域 |
| (4) 宮浦～坂出～丸亀航路 | 宮浦～坂出～丸亀間全域 |
| (5) 宮浦～犬島航路 | 宮浦～犬島間全域 |
| (6) 琴弾地～犬島航路 | 琴弾地～犬島間全域 |
| (7) 高松～犬島航路 | 高松～犬島間全域 |
| (8) うつみ～宇野航路 | うつみ～宇野間全域 |

(特定航法)

第10条 高松港の航法

- (1) 船舶は、入港しようとするときは高松港航路燈浮標を左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、高松港航路燈浮標を左に見て通過しなければならない。
- (3) 船舶は、水路においては他の船舶と平航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 高松港航路燈浮標～高松港関門灯台間は10ノット以下、高松港関門灯台～中央埠頭岸壁間は5ノット以下に減速して航行しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、航行中通報を必要とする場合はすみやかに運航管理者又は副運航管理者に連絡しなければならない。

特に次の状況にある場合は、遅滞なく連絡をしなければならない。

- (1) 航海中に到着の全船とも15分以上遅れが生じると予測されたとき。
 - (2) 気象・海象が悪化し適当な措置を講じたとき。
 - (3) 気象・海象が悪化し航行の中止が予想される場合。
 - (4) 気象・海象が船の運航を困難にすると考えられるとき、又は、付近海上の状況が事前に通報を必要とされる事象にあるとき。
 - (5) 航海中に乗客又は乗組員が発病、負傷等、人身異常が生じた場合。
 - (6) 船体、機関等の不調が考えられ、又は発見したとき。
2. (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と(副)運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
1	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している 地点を管理する本社又は営業所	国際VHF c h 7 8 携帯電話
2	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	国際VHF c h 7 8 携帯電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備え付けておくものとする。

(1) 宮浦港・宇野港・本村港

2. 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
3. (副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。
4. 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡し、その後適宜、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を、(副)運航管理者に連絡しなければならない。
5. 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長から連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、必要に応じ入港時刻を、(副)運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

(1) 入港予定時刻

(2) その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2. 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

(1) 着栈栈橋の指定

(2) 着栈栈橋の使用船舶の有無

(3) 着栈栈橋付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

(4) 栈橋付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(5) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第15条 船長は、入港)着栈栈橋前、栈橋手前(防波堤手前)100m等入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記 録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に、関して協議を行った場合は、その内容を(運航管理日誌、航海日誌等)に記録するものとする。

運 航 基 準

(一般旅客定期航路事業用)

平成 30 年 3 月 16 日
四国汽船株式会社

目 次

第 1 章 目 的	2
第 2 章 運航の可否判断	2
第 3 章 船 舶 の 航 行	4

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松～宮浦～宇野・本村～宇野・宮浦～家浦～犬島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発港地港内の気象・海象が次に掲げる条件の 1 に達していると認めるとき、発航を中止しなければならない。

フェリー

気象・海象	風 速	波 高	視 程
高松・宮浦・宇野・風戸	15m/S 以上	1.5m 以上	500m 以下

旅客船

気 象 海 象	高松・宮浦・宇野・ 本村・家浦・犬島	風 速	波 高	視 程
		12m/S 以上	1.0m 以上	500m 以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる。

条件に達するおそれがあるときは、発港を中止しなければならない。

「フェリー」

風 速	波 高
17m/S 以上	2.0m 以上

「旅客船」

風 速	波 高
15m/S 以上	1.5m 以上

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び海象	発航港に接近した海域	視 程
高 松 港		高松港から宮浦港に至る海域	500m 以下
宮 浦 港		宮浦港から高松港に至る海域	〃
宮 浦 港		〃 宇野港 〃	〃
宇 野 港		宇野港から宮浦港 〃	〃
宇 野 港		〃 風戸港 〃	〃
風 戸 港		風戸港から宇野港に至る海域	〃
本 村 港		本村港から宇野港に至る海域	〃
宇 野 港		宇野港から本村港に至る海域	〃
家 浦 港		家浦港から宮浦港に至る海域	〃

発航港 \ 海域及び海象	発航港に接近した海域	視 程
宮 浦 港	宮浦港から家浦港に至る海域	500m以下
家 浦 港	家浦港から犬島港に至る海域	〃
犬 島 港	犬島港から家浦港に至る海域	〃

4. 船長は、第3項の規定に基づきは発港の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、敵宣の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

	風 速	波 浪
フェリー	15m/S以上（船首尾方向の風を除く）	波高1.5m以上又はうねり階級 以上
旅客船	10m/S以上（船首尾方向の風を除く）	波高1.0m以上又はうねり階級 以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海像（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊地又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

	風 速	波 浪
フェリー	17m/S以上	2.0m以上
旅客船	15m/S以上	1.5m以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと、認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図ると共にその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	500m 以下
-----	---------

5. 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない

海 域	視 程
全海域	500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海像に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港、その他の適切な措置をとらなければならない。

「フェリー」

気象・海象	風速	波高	視程
高松・宮浦・宇野・風戸	15m/S以上	1.5m以上	500m以下

「旅客船」

気象 海象	高松・宮浦・宇野・ 本村・家浦・犬島	風速	波高	視程
		12m/S以上	1.0m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を（検査簿、点検簿、航海日誌等）に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域

- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域（特に水中翼型高速船運航事業者）
 - (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項
2. 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避險線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

- 第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用（第1、2）基準経路とする。
2. 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使用基準
常用（第1・2）基準経路	周 年

3. 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとする時は、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であつて事前に協議できないときは、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
4. 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

- 第8条 速力基準は、運航基準別表のとおりとする。
2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

- 第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて、自ら船舶を指揮しなければならない。

高松～宮浦～宇野航路

- (1) 高松港 ～ 女木島灯台並航
- (2) 直島水道、宮浦港、宇野港

本村～宇野航路

- (1) 本村～宇野間全域
- (2) 風戸～宇野間全域

宮浦～家浦～犬島航路

- (1) 宮浦～家浦～犬島間全域

（特定航法）

- 第10条 高松港の航法

1. 船舶は、入港しようとするときは高松港航路燈浮標を左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。

2. 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、高松港航路燈浮標を左に見て通過しなければならない。
3. 船舶は、水路においては他の船舶と平航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
4. 高松港航路燈浮標～高松港関門灯台間は 10 ノット以下、高松港関門灯台～中央埠頭岸壁間は 5 ノット以下に減速して航行しなければならない。
5. 高松港における入港待ち泊地及び転錨泊地は、別紙錨地とする。

(通常連絡等)

第 11 条 船長は、基準経路上の次の (1) の地点を通過したときは、必要に応じて当該地点を管理する本社又は営業所の (副) 運航管理者あて次の (2) の事項連絡を、しなければならない。

(1) 別紙基準図による①～⑤の地点

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② 通過時刻

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2. (副) 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じた時は、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 12 条 船長と (副) 運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
1	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	国際 VHF 78 c h 又は携帯電話
2	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	国際 VHF 78 c h 又は携帯電話

(避泊地の選定等)

第 13 条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象、海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

(1) 高松沖 (2) 宮浦沖 (3) 宇野沖

	位 置		水 深	地 質
高松港沖	女木島灯台 255 度 3000m		11m	砂・貝殻
宮浦港沖	夏	俎石 280 度 600m	10m	砂・貝殻
	冬	俎石 190 度 700m	26m	砂・貝殻
宇野港沖	1	飛州 323 度 700m	40m	砂
	3	飛州 43 度 1,300m	17m	砂・貝殻
	4	夏 飛州 150 度 500m	23m	砂

	位 置				水 深	地 質
宇野港沖	4	冬	飛州	162 度 820m	26m	砂
	5		飛州	23 度 850m	29m	砂・貝殻
	6		飛州	25 度 1,300m	32m	砂・貝殻

2. 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向・波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
3. (副) 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。
4. 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副) 運航管理者に連絡し、その後適宜、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副) 運航管理者に連絡しなければならない。
5. 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長から連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第 14 条 船長は、入港 10 分前になったときは、(副) 運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) その他(副) 運航管理者の援助を必要とする事項
2. 前項の連絡を受けた(副) 運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁の指定
 - (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
 - (4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高) 及び潮流(流向、流速)
 - (5) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第 15 条 船長は、入港着岸(棧) 前、棧橋手前(防波堤手前)「フェリー」500m「旅客船」100m等入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記 録)

第 16 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に、関して協議を行った場合は、その内容を(運航管理日誌、航海日誌等) に記録するものとする。

作 業 基 準

(フェリー用)

平成 30 年 3 月 16 日
四国汽船株式会社

目 次

第 1 章	目 的	-----	2
第 2 章	作業体制	-----	2
第 4 章	危険物等の取扱い	-----	2
第 4 章	乗下船作業等	-----	3
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	-----	6

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松～宮浦～宇野、宇野～風戸航路（旅客船を除く）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する車両の誘導 車両誘導係（1 名）
- ② 乗下船する旅客の誘導 旅客係（1 名）
- ③ 人道橋の操作（高松） タラップ操作係（1 名）
- ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係（1 名）
- ⑤ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導 駐車場整理係（1 名兼務）

(2) 船内作業

- ① 乗下船する車両の誘導
（車両係：高松～宮浦～宇野航路 5 名、宇野～風戸航路 4 名）
 - ② 乗下船する旅客の誘導（航走旅客を含む）
（旅客係：高松～宮浦～宇野航路 5 名兼務・宇野～風戸航路 4 名兼務）
2. 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第 3 条 陸上作業指揮者は、（副）運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降内施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第 4 条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車輛の乗下船等の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、(副)運航管理者に報告すること。
 - (2) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
 - (4) (副)運航管理者は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。
2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに(副)運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) (副)運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を附して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、(副)運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を(副)運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

- 第 6 条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
2. 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先地別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
 3. 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛 若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
 4. 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
 5. 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

- 第 7 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸 10 分前、車両については離岸 10 分前から乗船作業を開始する。
2. 乗船開始 15 分前になったとき、陸上作業指揮者、及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアを含む。以下同じ。）及び人道橋を架設する。
 3. 船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。
 4. バリアフリー船「せと」及び「あさひ」の昇降機操作は、船長の指示により船内作業員が行う。

(旅客の乗船)

- 第 8 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

(車両の積込み)

- 第 9 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。
2. 陸上の車両誘導係員は、車両ランプウェイの先端まで誘導し、船内のトラック誘導係員又は乗用車誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合乗車人に対し禁煙を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。

3. 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
4. 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航走旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
5. 航走旅客係員は、航走旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け等）

第 10 条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅 60 cm 以上の通路を船首方向に設けること。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m 以上の通路を 1 条以上設けること。
2. 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、燈火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対しては必ず車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、先業のため車両区域に立入ることの申し出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

（車止め及び固縛装置取付け作業等）

第 11 条 固縛係員は、すべての車両について車止めを施す。

2. 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（離岸準備作業）

第 12 条 陸上作業指揮者は、とう載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入り口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2. 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡を取り船内作業員を指揮してランプウェイ収納する。
3. 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航走旅客（第 10 条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
4. 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及びとう載車両数
 - (2) 第 10 条の 2 項第 2 号の措置をした場合は、その状況（車種・人員等）

(離岸作業)

- 第 13 条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴せる）とともに、見送人等が離岸作業による危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
2. 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
 3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

- 第 14 条 船内巡視は、別紙船内巡視要領に定める組織及び要領により実施する。
2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
 3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

- 第 15 条 （副）運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。
2. 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻 10 分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

- 第 16 条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

- 第 17 条 船長及び（副）運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障がないよう係留方法並びに人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

- 第 18 条 船長は、船体が安全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
2. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは、船内作業員を指揮して車両区域の出入口を開放、固縛装置を取りはずし、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋・人道橋を架設し、舷門を開放する。
 3. 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

4. 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。
5. バリアフリー船「せと」の昇降機操作は、船長の指示により船内作業員が、「あさひ」の昇降機操作は自己が行う。

(旅客の下船)

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、高松港は左舷後部舷門、宮浦・宇野港車両甲板上の出口部分に於いて乗客分離ロープの設置を確認した後旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
2. 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
3. 陸上作業指揮者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
4. 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
5. 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。
6. 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当る。

(下船の終了)

第 21 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ（副）運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積み込み等の中止)

第 22 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積み込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び（副）運航管理者にその旨を連絡する。

2. 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、（副）運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
3. 船長及び（副）運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 23 条 (副) 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消燈すること（夜間）。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板は下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - (4) 車両区域内における注意事項
 - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (6) その他旅客が遵守すべき事項
2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

作 業 基 準

（ 旅 客 船 用 ）

平成 25 年 12 月 1 日

四国汽船株式会社

目 次

第 1 章	目 的	-----	2
第 2 章	作業体制	-----	2
第 3.章	危険物等の取扱い	-----	2
第 4 章	乗下船作業等	-----	3
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	-----	4

第 1 章 目 的

(目 的)

- 第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松～宮浦～宇野・本村～宇野・宮浦～家浦～犬島航路（フェリーを除く）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

- 第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業（家浦港・犬島港を除く）

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係（1名）
- ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し、綱取係（1名兼務）
- ③ 乗船待機中の旅客の誘導（1名兼務）

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係（1名）
- ② 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。
- ③ 船長は船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

(陸上作業指揮者の所掌)

- 第 3 条 陸上作業指揮者は、（副）運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。（家浦港・犬島港を除く）

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

- 第 4 条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあった時は、直ちに、当該危険物の分類、品目及び数量を（副）運航管理者に報告すること。
- (2) （副）運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船へのとう載が許されているものであるかどうかを確認のうえ、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
 - (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、（副）運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) （副）運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し又は一定の条件を附して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、自転車の積載貨物その他の物品が前 2 項に該当するおそれがあると認める時は、（副）運航管理者又は船長の支持を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業指揮者は、前 3 項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を（副）運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第 6 条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着桟作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等、安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

- 第 7 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として離岸 10 分前から乗船作業を開始する。
2. 船内作業指揮者は、タラップ等の架設の完了を確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船作業開始の合図をする。
 3. 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
 4. 陸上の旅客係員は、旅客の乗船口に誘導し、船内の旅客係員は乗船口から船内に誘導する。ただし、旅客係員は旅客の下船を確認した後、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受け、旅客を陸上より誘導する。
 5. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、（副）運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(離棧準備作業)

- 第 8 条 陸上作業指揮者は、原則として離棧時刻の 3 分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡を取り作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。
2. 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
 3. 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数をすみやかに船長に報告する。

(離棧作業)

- 第 9 条 陸上作業指揮者は、離棧準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させると、ともに見送人等が離棧作業による危害を受けないよう退避させ、棧橋上の状況が離棧に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
2. 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離棧出港する。
 3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

- 第 10 条 船内巡視は、別紙船内巡視録簿により実施する。
2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
 3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着棧準備作業)

- 第 11 条 （副）運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば、陸上作業指揮者に対して着岸準備作業の開始を指示する。
2. 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻 5 分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な着棧準備を行う。

(着棧作業)

- 第 12 条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

- 第 13 条 船長及び（副）運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障がないようトラップの保安並びに係留方法に十分留意する。

(下船作業)

第 14 条 船長は、船体が安全に着桟したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に合図する。

2. 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して旅客を誘導させる。

(下船の終了)

第 15 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮してタラップを収納する。

2. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ（副）運航管理者及び船長に報告する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 16 条 （副）運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければ

ならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 17 条 船長は、旅客が乗船している間、適宣の時間に次の事項を放送等により周知しなければ

ならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示して置かなければならない。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 18 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

作 業 基 準

(不定期航路事業用)

平成 29 年 1 月 16 日
四国汽船株式会社

目 次

第 1 章	目 的	－ － － － － －	2
第 2 章	作業体制	－ － － － － －	2
第 3 章	危険物等の取扱い	－ － － － － －	2
第 4 章	乗下船作業等	－ － － － － －	3
第 5 章	旅客の遵守事項の周知	－ － － － － －	4

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、琴弾地～高松・琴弾地～宇野・本村～家浦・宮浦～坂出～丸亀・宮浦～犬島・琴弾地～犬島・高松～犬島・うつみ～宇野港航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

(尚、宮浦・宇野港以外においては、陸上作業指揮者・作業員を配置しないため各作業は、船内作業指揮者が実施する。)

第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係 (1 名)
- ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し、綱取係 (1 名兼務)
- ③ 乗船待機中の旅客の誘導 (1 名兼務)

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客係 (1 名)
- ② 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。
- ③ 船長は船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

(陸上作業指揮者の所掌)

第 3 条 陸上作業指揮者は、(副) 運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第 4 条 船内作業員は、船長の命を受け、船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあった時は、直ちに、当該危険物の分類、品目及び数量を（副）運航管理者に報告すること。
- (2) （副）運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船へのとう載が許されているものであるかどうかを確認のうえ、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
 - (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、（副）運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) （副）運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を附して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、自転車の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、（副）運航管理者又は、船長の支持を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を（副）運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着舷作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等、安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として離舷10分前から乗船作業を開始する。

2. 船内作業指揮者は、タラップ等の架設の完了を確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船作業開始の合図をする。
3. 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
4. 陸上の旅客係員は、旅客の乗船口に誘導し、船内の旅客係員は乗船口から船内に誘導する。ただし、旅客係員は旅客の下船を確認した後、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受け、旅客を陸上より乗船口へ誘導する。
5. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長にそれぞれ報告する。

(離棧準備作業)

第8条 陸上作業指揮者は、原則として離棧時刻の3分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡を取り作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。

2. 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。

3. 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数をすみやかに船長に報告する。

(離棧作業)

第9条 陸上作業指揮者は、離棧準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させると、共に見送人等が離棧作業による危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離棧に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2. 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離棧、出港する。

3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第10条 船内巡視は、別紙船内巡視録簿により実施する。

2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着棧準備作業)

第11条 (副) 運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば、陸上作業指揮者に対して着棧準備作業の開始を指示する。

2. 陸上作業指揮者は、船舶の着棧時刻5分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な着棧準備を行う。

(着棧作業)

第12条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第13条 船長は、係留中、旅客の安全に支障がないようタラップの保安並びに係留方法に十分留意する。

(下船作業)

第14条 船長は、船体が安全に着棧したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に合図する。船内作業指揮者が実施する。）

3. 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
4. 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航走旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
5. 航走旅客係員は、航走旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け等）

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅 60 cm以上の通路を船首方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m以上の通路を 1 条以上設けること。
2. 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
 - (1) 運転者に対して、エンジンを止め、燈火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対しては必ず車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、先業のため車両区域に立入ることの申し出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

（車止め及び固縛装置取付け作業等）

第11条 固縛係員は、すべての車両について車止めを施す。

2. 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（離岸準備作業）

第12条 陸上作業指揮者は、とう載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入り口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2. 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡を取り船内作業員を指揮してランプウェイ収納する。
3. 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航走旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
4. 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及びとう載車両数
 - (2) 第10条の2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種・人員等）

(離岸作業)

- 第 13 条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴せる）とともに、見送人等が離岸作業による危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
2. 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
 3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

- 第 14 条 船内巡視は、別紙船内巡視要領に定める組織及び要領により実施する。
2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
 3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

- 第 15 条 （副）運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。
2. 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻 10 分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

- 第 16 条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

- 第 17 条 船長及び（副）運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障がないよう係留方法並びに人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

- 第 18 条 船長は、船体が安全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
2. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは、船内作業員を指揮して車両区域の出入口を開放、固縛装置を取りはずし、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋・人道橋を架設し、舷門を開放する。
 3. 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 23 条 (副) 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消燈すること（夜間）。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板は下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - (4) 車両区域内における注意事項
 - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (6) その他旅客が遵守すべき事項
2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

4. 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。
5. バリアフリー船「せと」の昇降機操作は、船長の指示により船内作業員が、「あさひ」の昇降機操作は自己が行う。

(旅客の下船)

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、高松港は左舷後部舷門、宮浦・宇野港車両甲板上の出口部分に於いて乗客分離ロープの設置を確認した後旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
2. 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
3. 陸上作業指揮者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとき、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
4. 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車輛誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
5. 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。
6. 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当る。

(下船の終了)

第 21 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ（副）運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第 22 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び（副）運航管理者にその旨を連絡する。

2. 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、（副）運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
3. 船長及び（副）運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

事 故 処 理 基 準

平成30年3月16日
四国汽船株式会社

目 次

第 1 章	総則	-----	2
第 2 章	事故発生時の通報	-----	2
第 3 章	事故の処理等	-----	5
第 4 章	非常対策本部の設置等	-----	7

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規定の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第 2 条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(2)に掲げる事象をいう、「事故等」とは、事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡・行方不明・負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突・乗揚げ・火災・浸水・漂流・行方不明・期間停止等重大な機関故障又は、その他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人・障害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

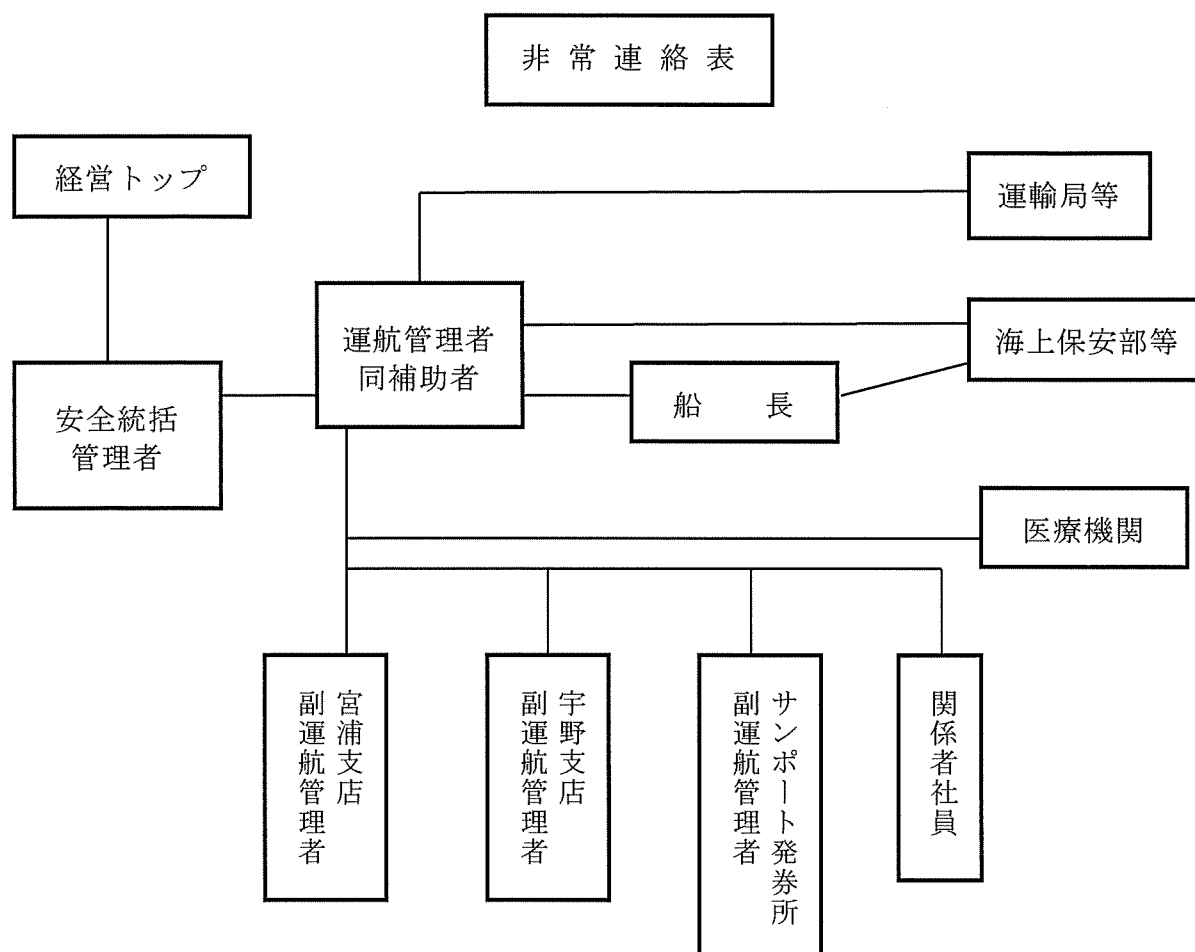
第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第 2 章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし判明したものから逐次追報することにより、次条の項目を網羅するよう心掛けなければならない。

2. 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は、「118」による。以後、別表「官公署連絡表」により、最寄りの海上保安官署に行うものとする。
3. 運航管理者は、事故が発生したときは、速やかに事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む。）又は、口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なくその状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を、船舶及び事務所に備え置くものとする。
4. 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。但し、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



(非常連絡事項)

第 5 条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類		連 絡 事 項
a	衝 突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器、車両の損傷状況 ③浸水の有無（あるときは d 項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）－ 船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） － 船舶衝突の場合

b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触場所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火 災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸 水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人 傷害、暴行 等の不法 行 為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被害者の人数、氏名等 ⑤ 被害者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f	人身事故 （行方不明 を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員 等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第 3 章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第 6 条 事故等が発生したに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第 7 条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署等に連絡するとともに、第 4 条（非常連絡）に、従って関係者に通報しなければならない。

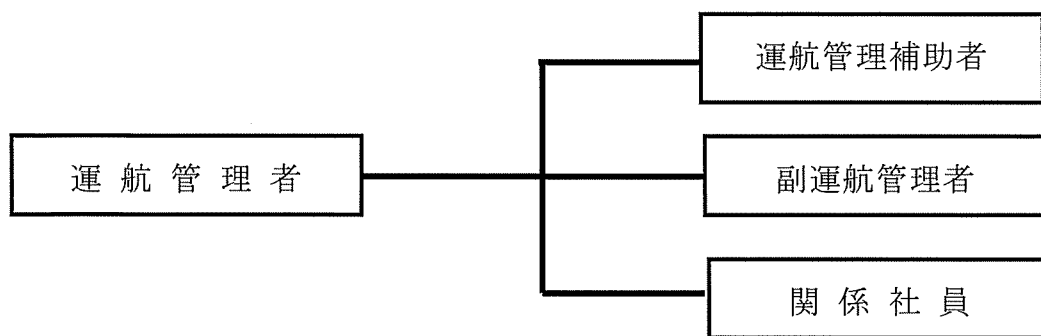
3. 事故の発生を知った時又は、船舶の動静が把握できない時に、運航管理者が取るべき必要な措置はおおむね次の通りである。

- ① 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- ② 海上保安署への救助要請
- ③ 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- ④ 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- ⑥ 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- ⑦ 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第 8 条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は、次表のとおりとする。

事故処理組織表



2. 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
3. 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
4. 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立される迄の間、本状による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継ぎがなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別紙「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡を取り、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安署等と連絡を取りつつ、運航に支障がない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

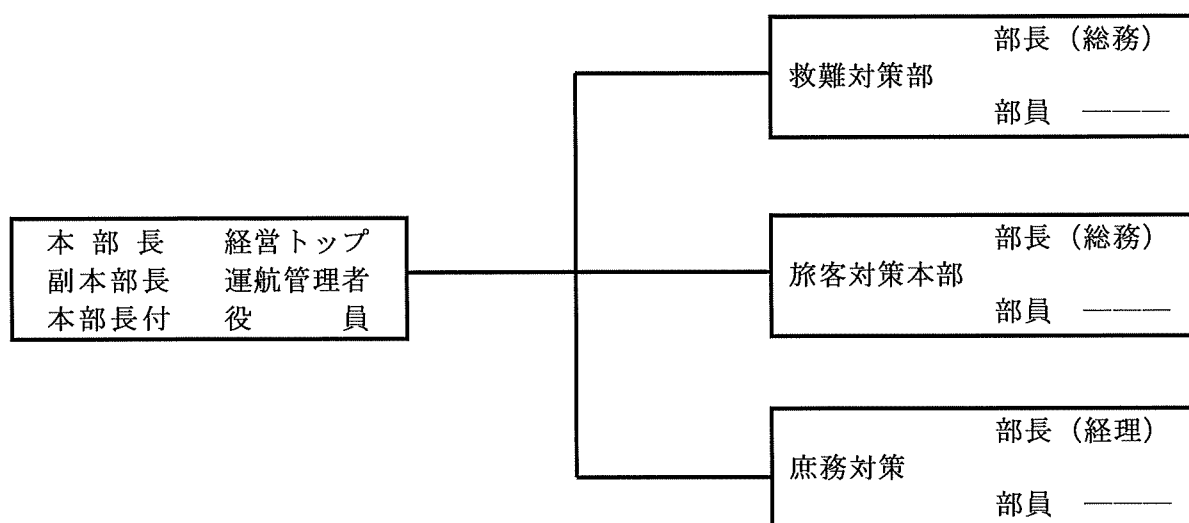
事故調査委員会

委員長	経営トップ
副委員長	運航管理者
委員	運航管理員

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第 12 条 非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



（職務分掌）

第 13 条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1. 本部部員の職務

本 部 長	本部長は、事故の処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督をする。
副 本 部 長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
本 部 長 付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに、事故処理並びに事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
対 策 部 員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

２．現地本部員の職務

現 地 本 部 長	現地本部長は、事故の処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地に於ける事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現 地 副 本 部 長	現地副本部長付は、現地本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現 地 本 部 長 付	現地本部長付は、現地本部長の諮問に応じ、現地処理方針の策定に参画するとともに、事故処理並びに現地の事故処理の実施に、についての助言及び支援を行い、現地本部長を補佐する。
現 地 各 対 策 部 長	現地対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する
現 地 対 策 部 員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

３．各対策部の所掌

救難対策部	① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救難計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策部	① 旅客名簿の作成に関すること。 ② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 ⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。 ⑥ 欠航便の旅客処理に関すること。 ⑦ 運賃の払い戻しに関すること。 ⑧ 旅客に係る補償に関すること。 ⑨ その他旅客対策に関すること。
庶務対策部	① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。 ② 被災者への近親者等の応接に関すること。 ③ 報道関係者の応接（発表を除く。）に関すること。 ④ 本部の設営及び補給に関すること。 ⑤ 渉外に関すること。 ⑥ その他庶務に関すること。

連絡機関名 (香川県)	担当部署	電話番号
四国運輸局	運航労務管理官	087-802-6830
高松海上保安部		118 087-821-7011 087-823-4999
香川県警本部		087-833-0110
高松北警察署		087-811-0110
高松市消防局		087-861-2500
高松市北消防署		087-861-1551
高松県立中央病院		087-835-2222
高松市民病院		087-834-2181
高松赤十字病院		087-831-7101
済生会病院		087-868-1551
直島診療所		087-892-3075
連絡機関名 (岡山県)	担当部署	電話番号
中国運輸局 (岡山支局)		0863-31-4266
玉野海上保安部		118 0863-31-4266 0863-32-4999
玉野警察署		0863-32-0110
玉野消防本部		0863-31-5711
玉野市民病院		0863-31-2101
大西病院		0863-33-9333
玉野三井病院		0863-31-4187
岡山日赤玉野分院		0863-31-5117

新)

官 公 署 連 絡 表

四国運輸局長 総務課 087-802-6715

海上安全環境部 運航労務監理 087-802-6830

海 事 振 興 部 海運・港運課 087-802-6807
087-802-6808

中国運輸局岡山運輸支局 0883-31-4266

高松海上保安部 118 (087-821-7011)

玉野海上保安部 118 (0863-31-3421)

医 療 機 関

高松赤十字病院 087-831-7101

香川県立中央病院 087-811-3333

玉野市民病院 0863-31-2101

直 島 診 療 所 087-892-2266

南海トラフ地震防災対策基準

平成 30 年 3 月 16 日
四国汽船株式会社

目 次

第 1 章	総 則 - - - - -	2
第 2 章	防災体制及び情報伝達 - - - - -	2
第 3 章	点検及び整備 - - - - -	3
第 4 章	船舶の運航中止及び避難等 - - - -	3
第 5 章	教育、訓練及び広報 - - - - -	4

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、南海トラフ地震が発生した場合又は、津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに、地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する、事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第 2 条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適 用)

第 3 条 この基準は当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 高松～宮浦～宇野航路 | (5) 琴弾地～高松航路 |
| (2) 本村～宇野航路 | (6) 琴弾地～宇野航路 |
| (3) 宮浦～家浦～犬島航路 | (7) 宮浦～坂出～丸亀航路 |
| (4) 本村～家浦航路 | (8) 高松～犬島航路 |

第 2 章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第 4 条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図 1 のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第 5 条 対策組織の要員の職務は、別図 2 のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第 6 条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図 3 のとおりとする。

2. （副）運航管理者（本社、支店の防災対策部長）と船長との連絡は、国際 VHF c h 7 8 無線により行う。
3. 運航中は、常時ラジオを聴取するものとし、運航管理者（本社の、防災対策部長）との連絡は、着岸の上口頭にて行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第 7 条 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2. 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 旅客船の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

第 3 章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

- 第 8 条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第 11 条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
2. 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
 3. 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報等発令時の場合の点検及び整備)

- 第 9 条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第 4 章 旅客船の運航中止及び避難等

(運航中止)

- 第 10 条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震などの影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の旅客船の避難及び保安)

- 第 11 条 第 10 条の規定に従い運航を中止した時点において、着積中の場合は安全を確認し、旅客の取扱いを判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)または(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。
- (1) 概ね高松香西港沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

- (2) 宮浦港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあつては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 津波警報等が発令されていないこと。

ロ 海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

- (3) 係留を継続する場合には、係留策の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 12 条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であつて、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときは、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第 13 条 船長は、第 11 条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第 14 条 第 11 条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回しや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第 15 条 第 10 条により運航を中止した旅客船は、津波警報等が発せられている場合には、これが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第 16 条 第 11 条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であつて、地震が発生し、津波が去った後、第 15 条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して、旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第 17 条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第 5 章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第 18 条 運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2. 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地振が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3. 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

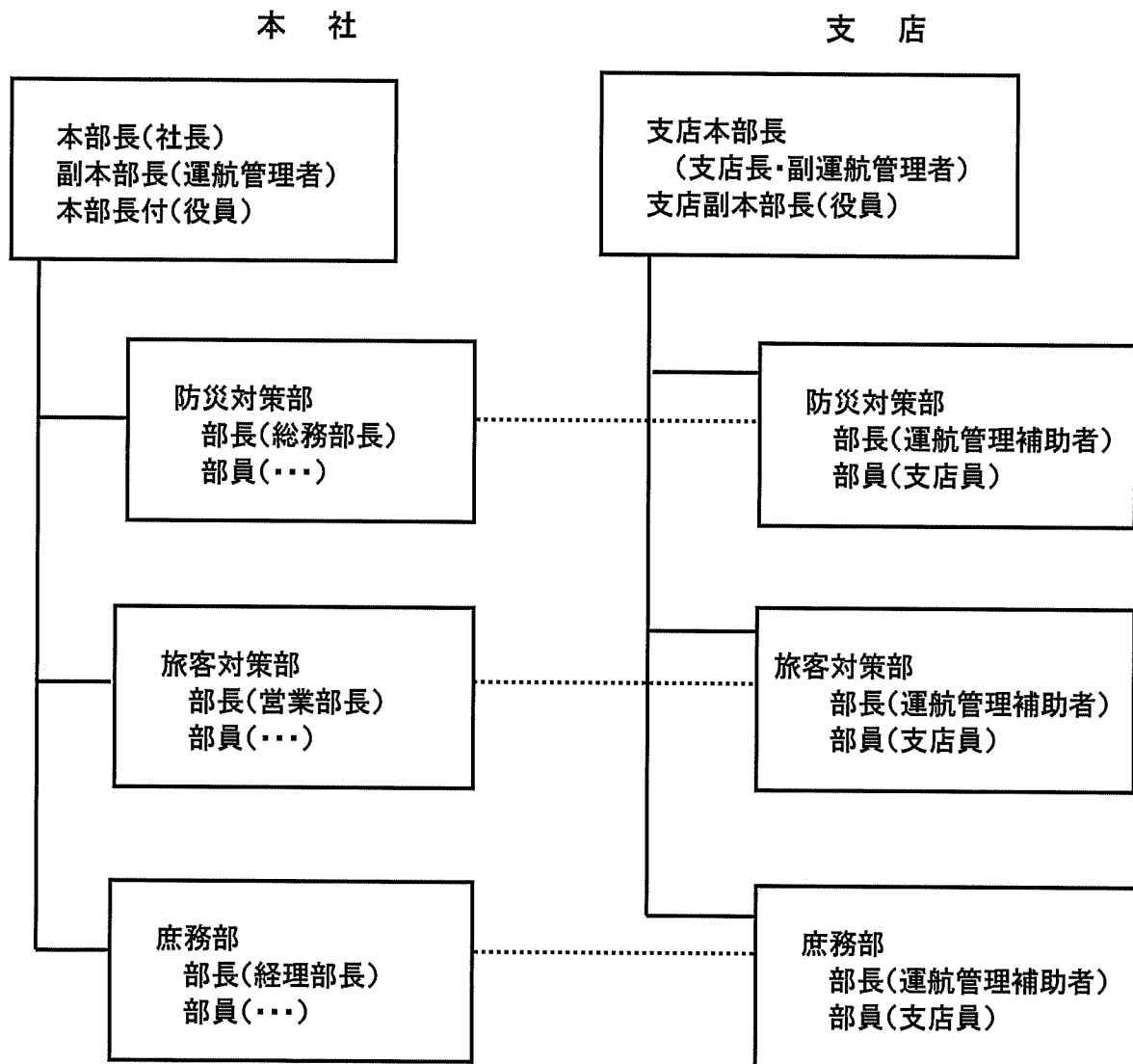
第 19 条 総務部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部



地震防災対策組織の要員の職務

(1) 本社地震防災本部員に職務

職 名	職 務
本 部 長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し本部員を指揮・監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本 部 長 付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画すると、ともに本部長の特例事項の処理及び本社、支店等の対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防 災 対 策 部 長	1. 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2. 使用港湾(運航中後の避難予定先の港湾及び海域を含む。)における交通規制、港湾施設の使用限度、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3. 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅 客 対 策 部 長	1. 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2. 市町村等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3. その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶 務 対 策 部 長	1. 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2. 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各 部 員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

(2) 支店地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
支 店 本 部 長	支店本部長は、支店における地震防災対策を統轄し、支店本部員を指揮・監督する。
支 店 副 本 部 長	支店副本部長は、支店本部長を補佐し、支店本部各部の業務の調整を図る。
支店防災対策部長	本社防災対策部長の職務のうち、当該支店に係るものを行う。
支店旅客対策部長	本社旅客対策部長の職務のうち、当該支店に係るものを行う。
支店庶務対策部長	本社庶務対策部長の職務のうち、当該支店に係るものを行う。
支 店 各 部 員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

2. 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は支店に集合するものとする。
3. 本社本部長又は支店本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

13 条関係 防災対策実施状況通報機関一覧表

防災対策実施状況通報機関一覧表	担当部署	電話番号
四国運輸局長	運航労務監理官	087(802)6830
高松海上保安部	警備救難課	087(821)7011
香川県警本部		087(833)0110
高松北警察署		087(811)0110
高松市役所	総務課	087(839)2181
四国旅客船協会		087(851)6878
土 豆 警 察 署		0879(82)0110
土 庄 町 役 場	総務課	0879(62)7000
小豆島海上保安署		0879(82)1279
坂 出 警 察 署		0877(46)0110
坂 出 市 役 所	総務課	0877(44)5002
坂出海上保安署		0877(46)4999
中国運輸局岡山運輸支局		0863(31)4266
玉野海上保安部		0863(31)3421
岡山県警本部		086(234)0110
玉 野 警 察 署		0863(32)0110
玉 野 市 役 所	総務課	0863(32)5516

別 紙

旅客避難要領

市町村等による避難勧告又は指示があった場合は、以下の要領で旅客の避難を図ることとする。尚、避難は徒歩で行い、自動車は使用しないことを原則とする。

1. 旅客対策部長は、地震被害状況を的確に把握し、地震の規模・建造物の状態・運航上状況・待合所周辺の被害状況等について放送案内を行う。
2. 旅客対策部長は、避難勧告・指示があった旨を旅客に伝え安全な避難場所への誘導を図る。
 - * 旅客対策部長は、市町村長の指示等を元に、事前に避難場所と経路等の掲示を行う。
3. 避難誘導は、落下物から身体を保護するよう配慮しつつ、旅客対策部員が行う。
4. 旅客対策部長は、被害状況等の情報を収集し旅客対策部員の誘導を支援する。
5. 誘導員は、予定していた避難場所へ到着困難であると判断した場合、近くの公園へ一時的に避難し安全を確認した上で、避難場所へ向かうこととする。
6. 誘導員は、避難場所に到着した後、全員の避難を確認し、旅客対策部長に報告する。

[illegible]

五山神社

五

高麗檀

四

旅客船乗降場

同治

三

母訓圖

圖書集成

母訓圖說

山園地

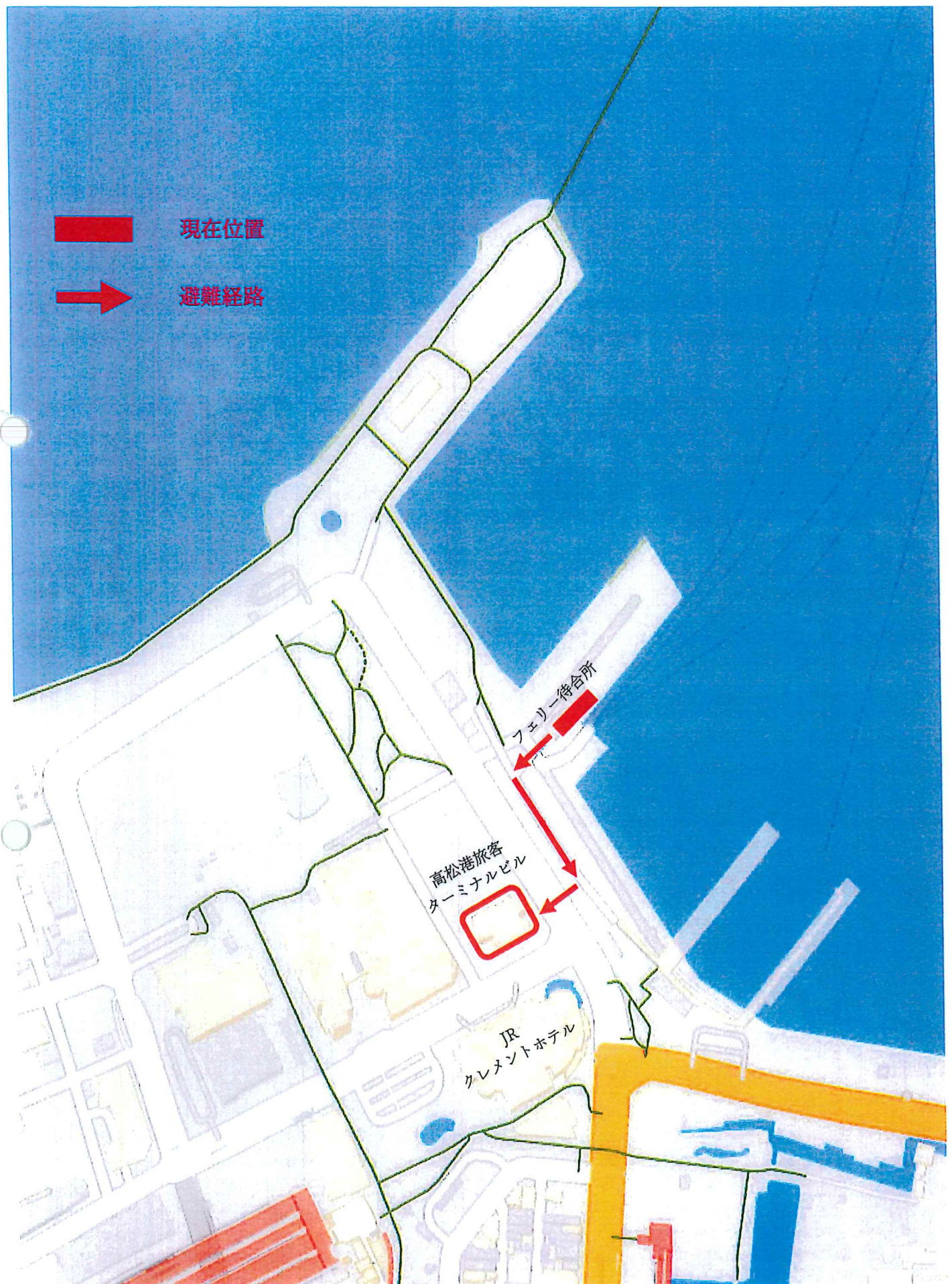
海唇丁工引一八一三十一

2000

山亭

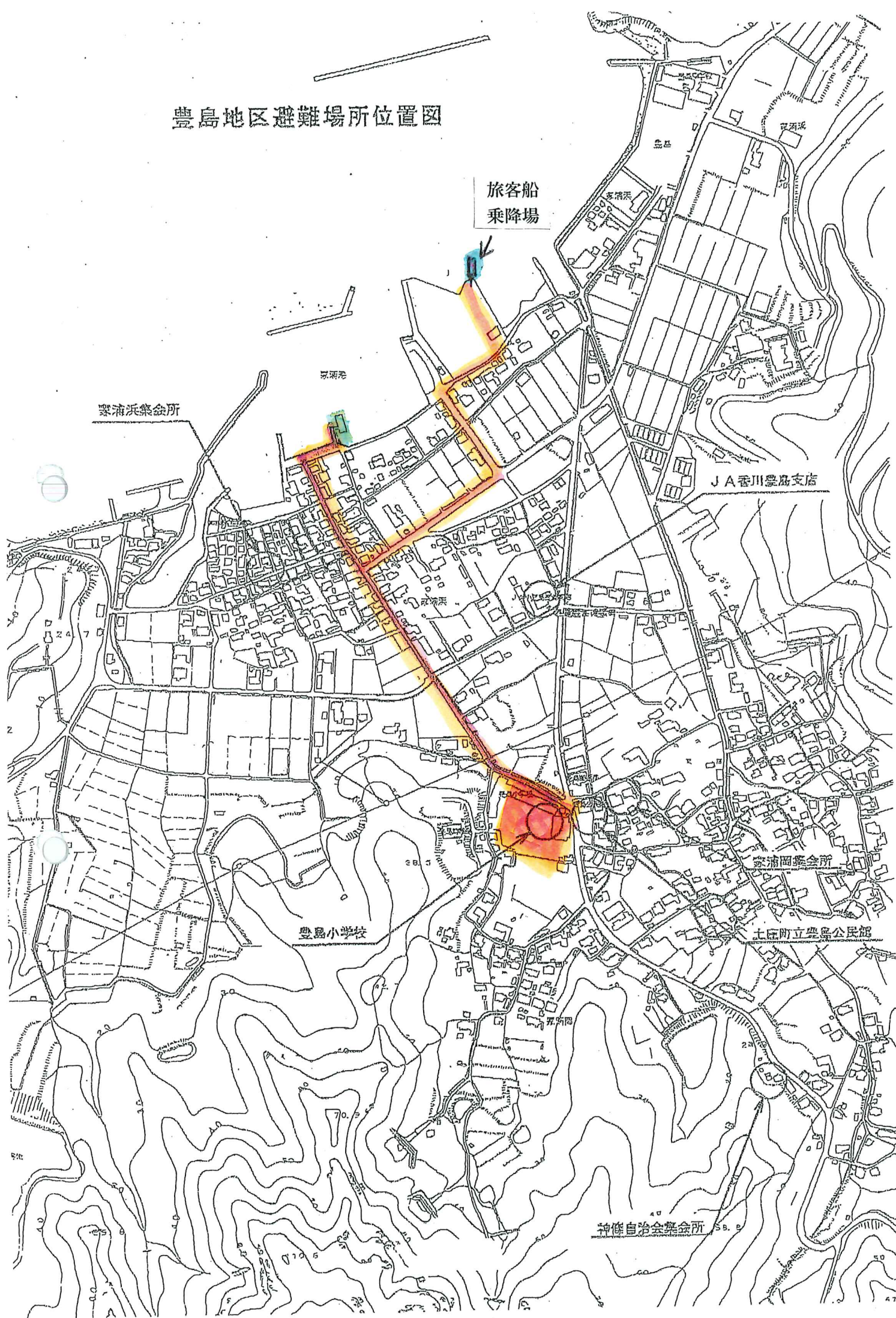
避難誘導場所及び経路

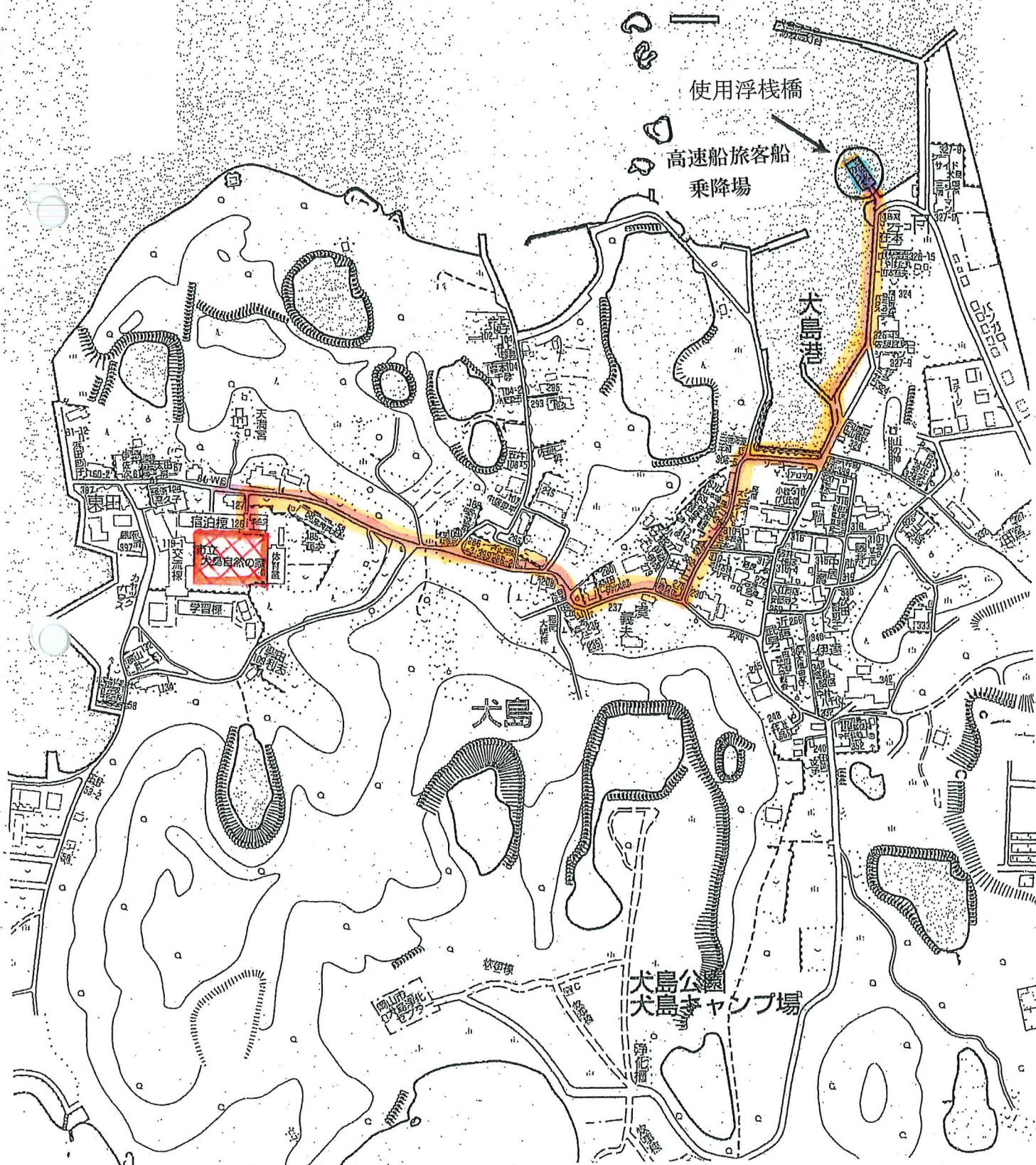
避難誘導場所：高松港旅客ターミナルビル



宇野港

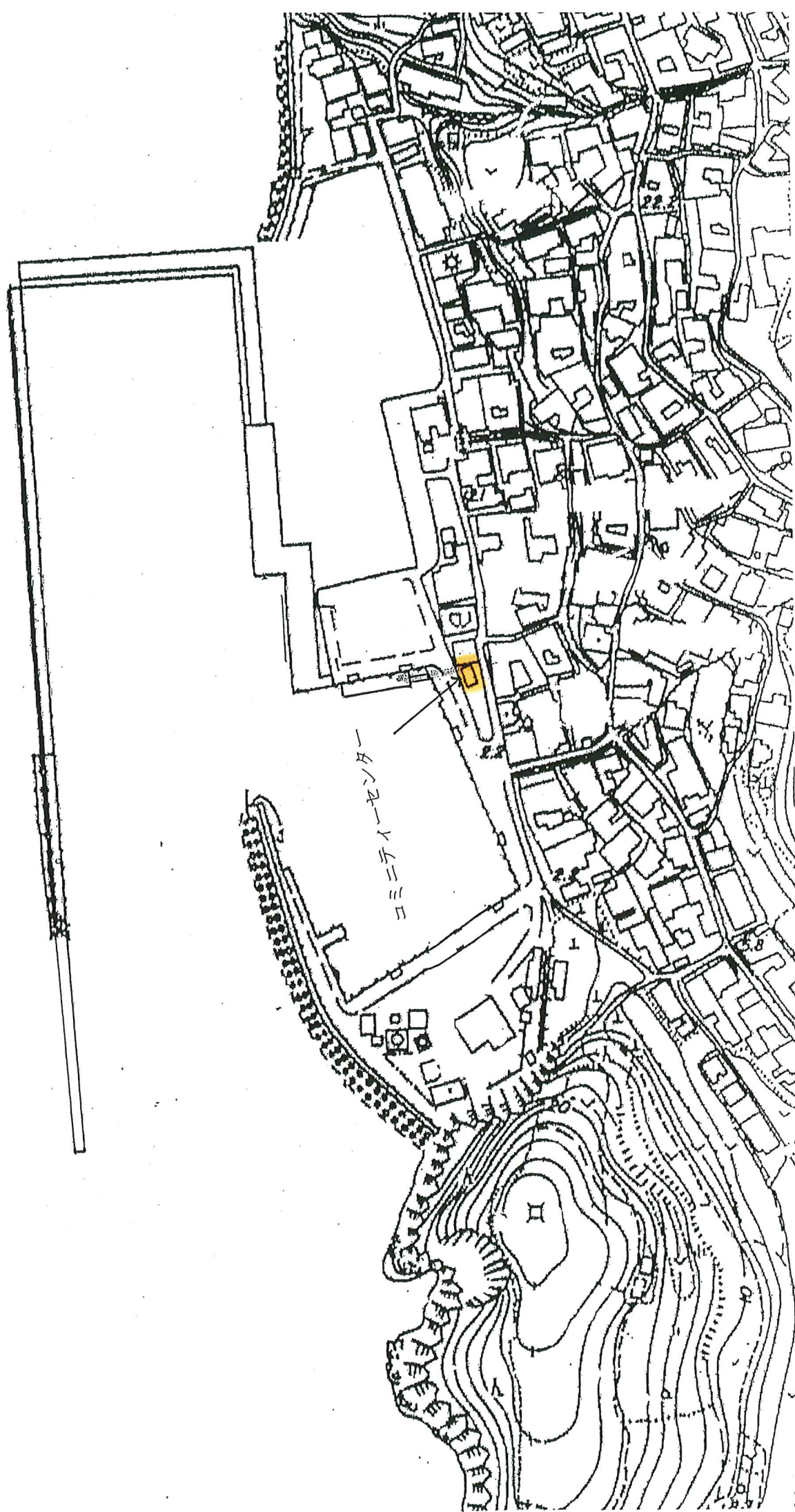
豊島地区避難場所位置図



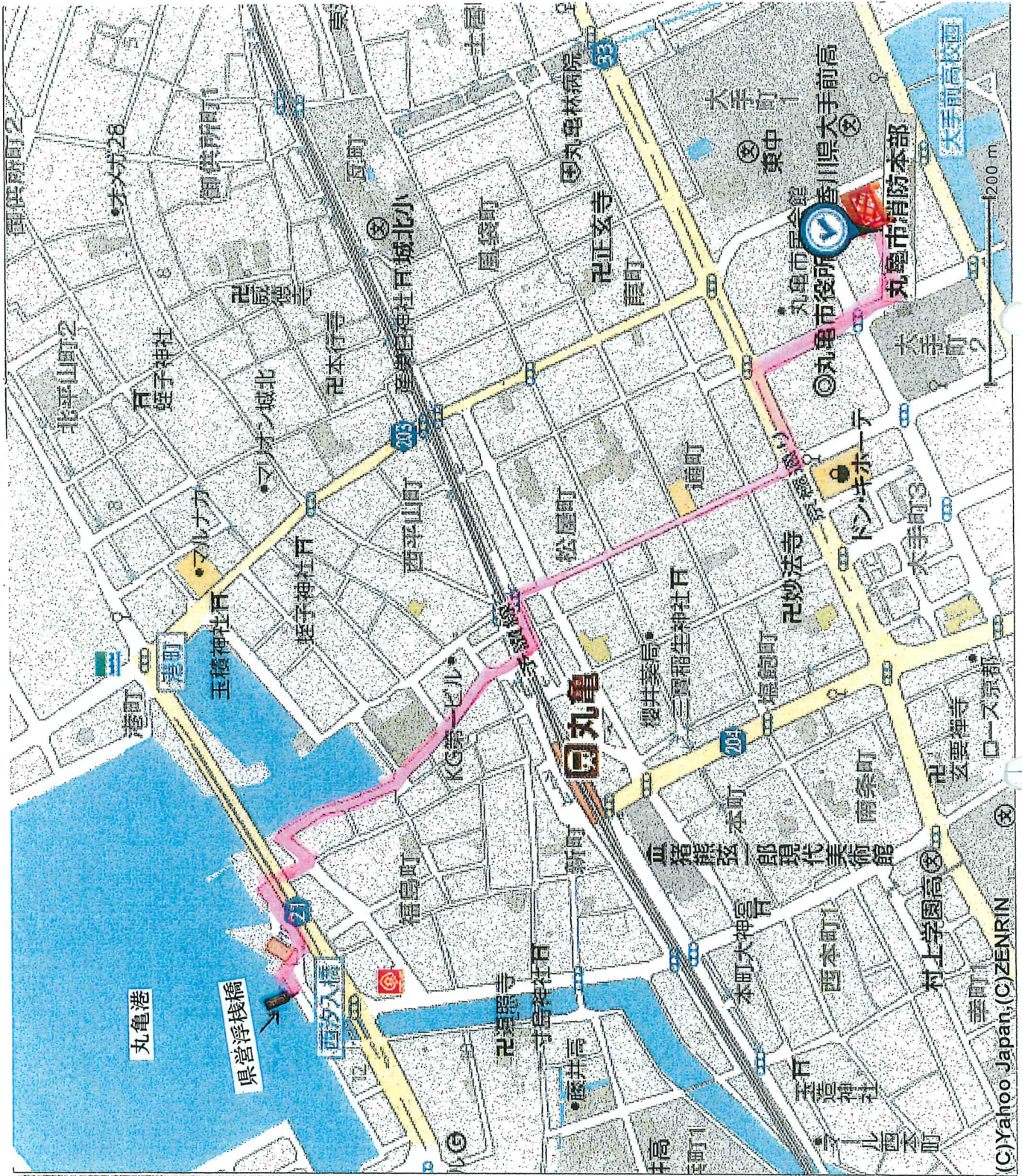


男木港

避難場所・避難経路



丸亀港 避難場所・避難経路図





南海トラフ地震防災規定送付書

平成 26 年 10 月 29 日

土 庄 町 長 殿

香川県高松市サンポート 8 番 21 号
四 国 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 野崎 朝光

南海トラフ地震防災規程を（作成・変更）したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 2 項の規定により届出ます。

施設又は事業の名称	四国汽船株式会社 （南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項第 8 号該当）			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要	一般旅客定期航路事業 【高松～宮浦～宇野】【本村（風戸）～宇野】【宮浦～家浦～犬島】 旅客不定期航路事業 【琴弾地～宇野・高松】【宮浦～坂出～丸亀】【本村～家浦】 【高松～宮浦～宇野】【本村～宇野】【宮浦～家浦～犬島】			
連 絡 先	住所	香川県高松市サンポート 8 番 21 号		
	担当の名称	運航管理者	電話番号	(087)821-5100

備 考
用紙は、日本工業規格 A4 とする。



別記 様式第三 (第2条第3項関係)

南海トラフ地震防災規定送付書

平成 26 年 10 月 29 日

坂 出 市 長 殿

香川県高松市サンポート 8 番 21 号
四 国 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 野崎 朝光

南海トラフ地震防災規程を (作成・変更) したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 2 項の規定により届出ます。

施設又は事業の名称	四国汽船株式会社 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項第 8 号該当)			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要	一般旅客定期航路事業 【高松～宮浦～宇野】【本村 (風戸) ～宇野】【宮浦～家浦～犬島】 旅客不定期航路事業 【琴弾地～宇野・高松】【宮浦～坂出～丸亀】【本村～家浦】 【高松～宮浦～宇野】【本村～宇野】【宮浦～家浦～犬島】			
連 絡 先	住所	香川県高松市サンポート 8 番 21 号		
	担当の名称	運航管理者	電話番号	(087)821-5100

備 考
用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別記 様式第三 (第2条第3項関係)



別記 様式第三 (第 2 条第 3 項関係)

南海トラフ地震防災規定送付書

平成 26 年 10 月 9 日

岡 山 市 長 殿

香川県高松市サンポート 8 番 21 号
四 国 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 野崎 朝光



南海トラフ地震防災規程を（作成・変更）したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 2 項の規定により届出ます。

施設又は事業の名称	四国汽船株式会社 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項第 8 号該当)			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要	一般旅客定期航路事業 【高松～宮浦～宇野】【本村（風戸）～宇野】【宮浦～家浦～犬島】 旅客不定期航路事業 【琴弾地～宇野・高松】【宮浦～坂出～丸亀】【本村～家浦】 【高松～宮浦～宇野】【本村～宇野】【宮浦～家浦～犬島】			
連 絡 先	住所	香川県高松市サンポート 8 番 21 号		
	担当の名称	運航管理者	電話番号	(087)821-5100

備 考

用紙は、日本工業規格 A4 とする。





南海トラフ地震防災規定送付書

平成26年10月9日

玉野市長 殿

香川県高松市サンポート8番21号
四国汽船株式会社
代表取締役社長 野崎 朝光

南海トラフ地震防災規程を（作成・変更）したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により届出ます。

施設又は事業の名称	四国汽船株式会社 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項第8号該当)			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要	一般旅客定期航路事業 【高松～宮浦～宇野】【本村（風戸）～宇野】【宮浦～家浦～犬島】 旅客不定期航路事業 【琴弾地～宇野・高松】【宮浦～坂出～丸亀】【本村～家浦】 【高松～宮浦～宇野】【本村～宇野】【宮浦～家浦～犬島】			
連絡先	住所	香川県高松市サンポート8番21号		
	担当の名称	運航管理者	電話番号	(087)821-5100

備考

用紙は、日本工業規格 A4 とする。

南海トラフ地震防災規定送付書

平成 26 年 10 月 6 日

丸亀市長
梶 正治 殿

香川県高松市サンポート 8 番 21 号
四 国 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 野崎 朝光



南海トラフ地震防災規程を（作成・変更）したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 2 項の規定により届出ます。

施設又は事業の名称	四国汽船株式会社 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項第 8 号該当)			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要	一般旅客定期航路事業 【高松～宮浦～宇野】【本村（風戸）～宇野】【宮浦～家浦～犬島】 旅客不定期航路事業 【琴弾地～宇野・高松】【宮浦～坂出～丸亀】【本村～家浦】 【高松～宮浦～宇野】【本村～宇野】【宮浦～家浦～犬島】			
連 絡 先	住所	香川県高松市サンポート 8 番 21 号		
	担当の名称	運航管理者	電話番号	(087)821-5100

備 考
用紙は、日本工業規格 A4 とする。



船内迷惑行為防止対策 (対応マニュアルの策定)

平成23年 8月

四国汽船株式会社

船内迷惑行為対応マニュアル

1. 乗船客への周知徹底（会社及び乗組員）

- ① 船内迷惑行為防止に関するポスターの貼付
- ② 別紙 1 のことを内容とする船内放送を繰り返し行うとともに、船内遵守事項等を乗客への周知を図り、快適な船内環境維持について協力を求める。
- ③ 迷惑行為の具体的な内容について船内各所に掲示し、そのような行為を行った場合は直ちに、

ご迷惑となる行為はなさらぬようお願いします。

3. 迷惑行為にあわれた方又はその様な行為を発見した方、乗組員にお知らせ下さい。
4. 暴行・傷害・窃盗・器物損壊盗の犯罪行為が行われた場合、直ちに海上保安庁等捜査機関に通報します。その場合、海上保安庁盗の指示により捜査終了までお客様は、下船できなくなりますので、これらの行為は絶対に行わないで下さい。
5. 迷惑行為によって損害が出た場合は、お客様に損害賠償を請求させていただきます。
6. 警察及び海上保安庁の強い指導により、発着場及び船内における迷惑行為、不当要求等に対しては、直ちに警察官又は海上保安官の出動を求める等厳しく対処させていただきます。
7. これら、お守りいただきたい事項や緊急避難の際の注意事項について、船内のテレビチャンネルでご覧いただけますので、是非ご覧下さい。

快適な船の旅をお楽しみ頂くために、皆様のご協力をお願い申し上げます。

別紙 2

1. 不用意な発言はしない。（言葉尻を捕まえて厳しくされることが多く、その場逃れに「考えてみます」・「善処します」のような期待を抱かせる様な不用意な発言はしない。）
2. 返事に困っても、期待を抱かせる様な言葉は使わず「この場ではご返事出来ません。当社の方針としてその様な要求には応じないことになっております。」というような表現をする。（あくまで冷静でたる態度で）
3. 事実関係のはっきりしない苦情には後々の責任問題を考慮し、相手が気分を害した分についてだけ、とりあえず詫びる。
4. 平身低頭とはするが、最初から「すみません」は言わない。「おっしゃることは良く分かりました。お客様のご気分を害したことを深くお詫び致します。」等と言う。
5. 言葉使いには細心の注意を払う。（特に飲酒している場合は、な言葉で、暴力事件に発展する恐れがある。）
6. 可能であれば、相手の氏名・住所・職業を確認する。
7. 可能な限り相手より多い人数で対応した方が有利である。また、目撃者を出来るだけ多く増やすことになる。
8. しつこい抗議や要求に対しては相手の気持ちをなでするような言葉は避け、すぐに勝論は出さず一旦その場を納め、改めて抗議及び要求に対して返答する。
9. 感情的になって反論してくる相手には、十分しゃべらせてから相手が落ち着くのをまち、相手の言葉の内容を良く理解し不当な要求については、断固拒絶する。この場合の第一声は「お客様の仰せになる事については、当方としてはお受け出来かねます」等また、その場合はその理由を必ず伝える。
10. 警察等に被害届を出すためにも、相手が何を要求しているかはっきり確認しておくこと。あいまいな表現を使った時には「具体的にどうすればよいのか。」「それはお金を出せと言う

	事例		該当の可能性がある条文
船内設備汚損・損傷・盗難等	1	荷役作業中の乗組員に対する暴力行為	船員法第26・27条 刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）
	2	誘導指示に従わず、乗組員に対する暴力行為	標準運送約款第18条第1項（11） 刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）
	3	停止合図に従わず乗組員が車輦と接触	刑法第211条 （業務上過失致死傷等）
	4	徐行を守らず走行する。	海上運送法施行規則 第23条の14第7号
	5	車輦誘導指示に従わず、指定位置を無視する。	標準運送約款第18条第1項 （10）（11）
船内設備汚損・損傷・盗難等	1	荷役作業中の乗組員に対する暴力行為	船員法第26・27条 刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）
	2	誘導指示に従わず、乗組員に対する暴力行為	標準運送約款第18条第1項（11） 刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）
	3	停止合図に従わず乗組員が車輦と接触	刑法第211条 （業務上過失致死傷等）
	4	徐行を守らず走行する。	海上運送法施行規則 第23条の14第7号
	5	車輦誘導指示に従わず、指定位置を無視する。	標準運送約款第18条第1項 （10）（11）
	6	正当な理由無しに、車に同乗者を乗せたまま乗船する。	標準運送約款第18条第1項 （11）
	7	ランプドア入口付近に車輦を停止させ、入口を封鎖するなど入出港を遅延。	標準運送約款第18条第1項 （10）（11）
	8	エンジンをかけたままの状態での車輦内の居眠り。（航海時間の短い航路等）	海上運送法施行規則 第23条の14第1号
客同士によるトラブル	1	客同士の喧嘩による傷害等	刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）及び 軽犯罪法第1条第5号
	2	男性客の女性客へのつきまとい。	軽犯罪法第1条第28号

	事 例		該当の可能性のある条文
船内設備汚損・損傷・盗難等	1	荷役作業中の乗組員に対する暴力行為	船員法第26・27条 刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）
	2	誘導指示に従わず、乗組員に対する暴力行為	標準運送約款第18条第1項（11） 刑法第204条（傷害）及び 第208条（暴行）
	3	停止合図に従わず乗組員が車輛と接触	刑法第211条 （業務上過失致死傷等）
	4	徐行を守らず走行する。	海上運送法施行規則 第23条の14第7号
	5	車輛誘導指示に従わず、指定位置を無視する。	標準運送約款第18条第1項 （10）（11）
	6	正当な理由無しに、車に同乗者を乗せたまま乗船する。	標準運送約款第18条第1項 （11）
	7	ランプドア入口付近に車輛を停止させ、入口を封鎖するなど入出港を遅延。	標準運送約款第18条第1項 （10）（11）
	8	エンジンをかけたままの状態での車輛内の居眠り。（航海時間の短い航路等）	海上運送法施行規則 第23条の14第1号

シージャック・テロ対策マニュアル

四国汽船株式会社

第1章 総 則

第 1 条

本要領は、運航管理規程の事故処理基準に定める事故のうち、シージャック及びテロ事件（以下「事件」という。）についての対策を定めるものとする。

第 2 条

運航管理関係者は、平素より各関係機関と連絡を取り、事件の未然防止に努めるものとする。

第 3 条

事故処理に当たっては、心を落ち着けて乗客乗員の生命・身体の安全確保を第一とした上で、船体、積荷並びに周囲の安全を図ることに努めるものとする。

第2章 未然防止対策

第 1 条 陸上における対策

1. 乗船券の販売窓口や乗船待機中に挙動不審な旅客を認知したときは、速やかに責任者に報告するものとする。
2. 不審な情報を入手したとき又は不法行為を惹起する恐れのある者の乗船を認知したときは、速やかに責任者に報告するものとする。
3. 旅客に対しては、危険品、凶器に類するものは船内に持ち込むことを禁止する旨を掲示板等で掲示しておくものとする。
4. 離岸前において不審な状況を感じた場合は、速やかに運航管理者に連絡し、官公署の指示を受けて緊急離岸又は発航停止の措置をとるものとする。

第 2 条 本船における対策

1. 旅客の乗船時は、乗り込み口付近において旅客の挙動及び所持品に細心の注意を払い、不審者、不審物等の事前発見に努めるものとする。
2. 船橋、通信室、機関室等の乗員用区画は、原則として旅客の立入を禁止するものとする。
3. 不審な情報を入手したときは、主要個所の施錠を行うものとする。
4. 乗客を刺激しないように配慮して船内巡視を行い、乗客の異常や不審物の発見に努めるものとする。
5. 調理用刃物類、その他凶器になり得るような船具・工具の保管には万全を期するものとする。
6. 通信機器をいつでも使用出来るように保守整備するとともに、定時連絡システムを制度化するものとする。

第3章 事件発生時の措置

第1条 停泊中における事件発生時の措置

1. 出港前に犯人が凶器・危険物品等を携帯して強行乗船したときは、直ちに関係先に連絡するとともに出港を遅らせる工夫をし、治安機関に連絡するものとする。
2. 情報を入手した現場店所は、直ちに本社及び治安機関の到着を待つものとする。

第2条 航海中における事件発生時の措置

1. 事件が発生した場合は人命の安全確保を第一とし、旅客がパニックに陥らないように配慮するものとする。
2. 船長は事件に関する一斉放送を行う場合、犯人を刺激しないようかつ旅客がパニックにならないよう配慮の上、緊急事態発生と対処方針を伝えることにより、旅客の不安の解消に努め、理解及び協力を求めるものとする。
3. 船長、乗組員は犯人を刺激しないよう配慮し、過激な言動は慎むものとする。
4. 船長の態度は、事件解決の重要な要素になるので常に冷静かつ沈着に行動し、ねばり強い説得により事件の解決に努めるものとする。
5. 船長、乗組員は犯人の正体、犯行の意図及び凶器の種類・危険物品等の把握に努め、判明した時点で可能な限り、本社に速報するものとする。
6. 船橋、通信室等を占拠された場合は、考えられるあらゆる手段を用いて外部に異変を周知するよう努めるものとする。
7. テレビ・ラジオ等の報道情報が犯人に伝わらない方策を講じるものとする。

第3条 船長のとるべき処置

1. 犯人に乗客を人質とされないよう努め、犯人と冷静に話し合い、犯人を客室から離れた場所に誘導し旅客の安全を図るものとする。
2. 基準航路以外の航行を強要された場合には、燃料、清水等の不足、海図の不備、港湾事情不案内等を強調して、要求には応じないよう努めるものとする。
3. 危険防止上の見地から、犯人による機器の運転、操作は絶対に拒否するよう努めるものとする。
4. 海上においては、人質救出、犯人の取り押さえ等の対策が困難であることから、できる限り最寄りの港湾に入港するように努めるものとする。
5. 原則として、乗組員による犯人の逮捕等、直接行動に出ないよう乗組員を指導しておくものとする。
6. 治安機関の船艇が追尾、接舷できるよう針路変更、速力の適宜減速、機関停止等、臨機の措置をとるものとする。

第4条 その他

1. 船長が監禁等により自由を拘束された時は、船員法（第20条）の規定に従って、その職掌の順序に従ってこれを行うものとする。
2. 犯人が人質を盾に船橋に向かう場合、船橋に到達するまでに異変を通知できるよう、初動の情報処理対策を講じておくものとする。

3. 犯人が船橋に入室した場合、非常ボタンの押下、携帯電話等の短縮ダイヤルで本社との電話回線を常時接続状態にしておく等、最小限の動作で船内又は本社に異変を通知する等所要の処置ができるようにしておくものとする。
4. 船橋が占拠された場合、船橋内部の状況を外部に伝達できるよう要員配置を考えておくものとする。
5. 事件発生時における旅客の移動については、あらかじめ策定しておくものとする。
6. 事件発生時における乗組員の「非常配置表」をあらかじめ作成しておくものとする。
7. 事件発生時における関係先への「非常連絡表」をあらかじめ作成しておくものとする。【安全管理規程（事故処理基準）を活用する】

第4章 通報連絡体制

緊急事態が発生したとき又はそのおそれがある場合は、状況に応じ、以下に示す通信連絡手段を用い、知り得た情報を船内、本社及び各支店に通報するものとする。この時、できる限り犯人に見破られないよう、また、犯人を刺激しないような方法を実状に応じて策定しておく必要がある他、犯人説得のため、陸上とのホットラインを考えておくものとする。

第1条 船内連絡

1. 伝令事件の発見者は犯人に感知されないよう船長に報告もしくは近くにいる乗組員に必要な指示を与え、船長報告及び船内周知を図るものとする。この場合、口頭伝達が危険な場合は社内で定める暗号的会話
「ホンジツ、シツド、キューキューパーセント」
動作で伝達するものとする。
2. 船内電話 : 「ホンジツ、シツド、キューキューパーセント」
3. 船内放送
4. 監視室呼出しベル : 3回押し事件の発生を連絡する

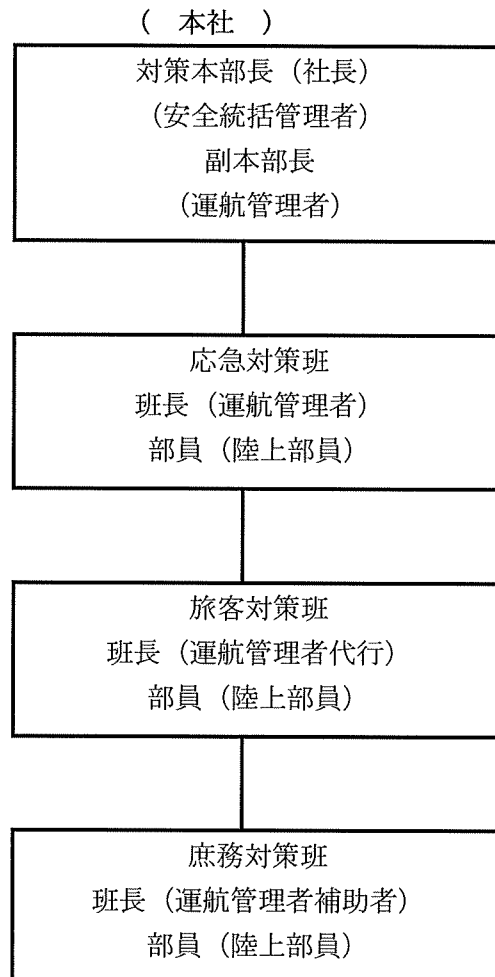
第2条 外部連絡

1. 無線電話 : 国際VHF・携帯電話使用
「ホンジツ・シツド・キュー、キューパーセント」
2. 国際旗流信号 : C・B・3、又は、『回答旗』+『社旗』を掲揚する
3. 発光信号 : SOS
4. 汽笛・サイレン : 短音1回（犯人を刺激しない範囲で行うものとする）
5. 発光信号 : 探照灯1回

第5章 対策本部の設置

本社（運航管理者）は、本船又は現場支店より事故発生の報告を受けたときには、直ちに対策本部を設置して事故処理にあたるものとする。（運航管理規程を活用する）この時、治安機関と連携を密にするとともに、情報漏れに十分留意するものとする。

【安全管理規程（事故処理基準）を活用する】



第 1 条 職務分掌

非常対策本部（以下「本部」と言う。）の要員の職務及び各対策部の所掌は次のとおりとする。

1. 本社本部員の職務

職 名	職 務
本 部 長	本部長は、事件処理の基本方針を定め事件処理業務全般を統括し、本部員を指揮・監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本部長の定める事件処理の基本方針に従い各班の事件処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐すると共に、本部長が指揮を取れない場合は、その職務を代行し全般指揮監督する。
応急対策班	1. 事件の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び伝達を行う。 また本部長補佐並びに全般指揮監督。 2. 救難計画の立案及び実施に関すること。 3. 船長への連絡及び指示に関すること。 4. 関連運輸局、保安部への手配及び連絡に関すること。 5. その他事故処理及び救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班	1. 旅客に対して事件等に関する情報伝達周知すると共に、今後の運航予定を説明する。 2. 業務関係先への、事件対策等連絡に関すること。 3. 所属船舶への、指示及び運航調整に関すること。 4. 旅客及び積荷物件の、被害調書の作成に関すること。 5. 旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講じる。 6. その他旅客対策に関すること。
庶務対策班	1. 本部指令の伝達、職員の招集に関すること。 2. 各班相互の、連絡調整に関すること。 3. 医師・病院・救助船・救急車等の、救助手配に関すること。 4. 情報収集並びに広報業務に関すること。 5. 被害者が出た場合は、その確認連絡先への必要事項の通知に、 関すること。 6. 被害者家族及び来訪者に関すること。 7. その他、他の班に属さない業務に関すること。

第6章 教育及び訓練

運航管理者は、各種操練やその他の事故対策訓練等を行うときに併せて、定期的に事件対応訓練を実施するものとする。

非常配置表

船 長	船 橋 総 指 揮
航 海 士 甲 板 手	外 部 連 絡 情 報 収 集
甲 板 手 甲 板 員	旅客の安全確保
機 関 長	機 関 室 当 直
操 機 手 機 関 員	船 内 連 絡 旅客の安全確保

緊急連絡機関一覧表

連絡機関名（香川県）	担当部署	電話番号
四国運輸局	運航労務管理官	087-802-6830
高松海上保安部		118・(087-821-7011) (087-823-4999)
香川県警本部		087-833-0110
高松北警察署		087-811-0110
高松市消防局		087-861-2500
高松市北消防署		087-861-1551
高松県立中央病院		087-835-2222
高松市民病院		087-834-2181
高松赤十字病院		087-831-7101
済生会病院		087-868-1551
直島診療所		087-892-3075
連絡機関名（岡山県）	担当部署	電話番号
中国運輸局（岡山支局）		0863-31-4266
玉野海上保安部		118・(0863-31-4266) (0863-32-4999)
玉野警察署		0863-32-0110
玉野消防本部		0863-31-5711
玉野市民病院		0863-31-2101
大西病院		0863-33-9333
玉野三井病院		0863-31-4187
岡山日赤玉野分院		0863-31-5117